

質 問 書

2022 年 8 月 1 日

「(案件名) 全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ II-4 (ネパール、フィリピン、東ティモール)(QCBS)」

(公示日:2022 年 7 月 13 日/調達管理番号:22a00125)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P13 第 2 章第 4 条(2) 1)ネパール:ネパール地震復旧・復興プロジェクト	<p>「JICA ネパール事務所では 2022 年度にフォローアップ調査(アセスメント)実施予定」で現状把握の参考とすることが述べられ、詳細は調査開始後に情報共有予定とされています。過去にも何度か評価対象案件について同時に他部署の JICA フォローアップ調査も入っている案件があり、評価業務実施中の可能な範囲で他調査団と相互に情報共有して調整を試みたものの、やはり実施機関からは JICA の複数の調査団に同時に対応するのは負担とのクレームを受けました。</p> <p>今回、本業務の公示前に調査内容について評価部としてネパール事務所と打ち合わせされているとお察ししますが、事後評価とフォローアップ調査実施においてどのような内容で調整する方針(調査項目や現地調査のタイミング等)とされていますでしょうか。</p>	<p>・フォローアップ調査(アセスメント)は、2022 年内に現地調査による情報収集は完了する予定です。一方、本事後評価の現地調査は 2023 年 1 月頃以降を想定しています。よって、実施機関が同時に複数の調査団の対応が必要となる状況としない予定です。</p> <p>・加えて、調査項目については、事前にフォローアップ調査と事後評価ですり合わせを行い、本案件受注者への負担とならないように留意致します。</p>
2	P15 第 2 章第 4 条(2) 3)フィリピン:バンサモロ包括的能	「長年紛争の影響を受けた貧困地域 20 カ所において、クイック・インパクト・プロジェクト(QIP)を実施した。QIP 実施によって発現した効果、実	・QIP のサイト・内容の詳細な情報は現時点で入手できておりません。契約後、業務実施中に、実施機関から情報を収集していただき、代表的、か

	力向上プロジェクト	施基盤となったコミュニティの組織、施設が継続しているかどうか、数か所において関係者から情報収集を行う」とありますが、現地調査計画を検討するにあたり、本事業の QIP のサイト・内容について情報提供をして頂くことは可能でしょうか。	つ連絡可能なサイトを数か所選定いただくことを想定しています。 ・選定したサイトについては、日本人業務従事者ならびに現地補助員の踏査を想定せず、遠隔調査(電話、Zoom 等の手段)を通じて現地の状況を確認することを想定しています。
3	P16 第 2 章第 4 条(2) 4)東ティモール:ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画、 P28(4) 安全管理	現地調査範囲に関し、事業インパクトを測定するために、離島・飛び地にフェリーで行くことにつき、JICA の安全管理方針では可能でしょうか。	・現状、離島・飛び地へのフェリーによる渡航は安全・健康管理上認められていません。なお、フェリーではなく、アタウロ島への傭上ボートによる渡航は認められる可能性があります。当地内移動ルールについては随時見直しを行っているため、最新の渡航可否の状況については、必ず前広に JICA 評価部、JICA 東ティモール事務所に報告・相談をお願いいたします。なお、現地調査の踏査先については、現地調査を実施する時点での安全管理状況を鑑み、JICA と受注者で協議の上決定いたします。
4	P20 第 2 章第 5 条(6) 詳細分析	詳細分析については、単体でペーパーを作成する必要はなく、分析結果を評価報告書のコラムとしてとりまとめ、別途詳細分析のインタビュー議事録を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、業務仕様書に記載のとおり、6 基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で行うとしています。
5	P25 第 2 章別紙 1 プロポーザルにて提案を求める事項 No.1 設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指	フィリピン:バンサモロ包括的能力向上プロジェクトに関しては、P15 において確認すべきアウトプット・アウトカムの説明がありますが、指標についての記載がなく、JICA 図書館等では本件の終了時評価は公開されておりません。指標デ	・非公開としている終了時評価報告書とファイナルレポートについては、追加で配付いたします。JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へご連絡の上、入手いただけますようお願いいたします。誓約書をご提出いただき、配付いたします。

	標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	一々の入手方法及び代替指標について提案する為に、最新板の PDM の共有は可能でしょうか。	
6	P29 第3章2.(4) 安全管理、 P30 第3章4.(2)別見積もりについて	安全管理上、フィリピンのコタバト市内は武装警備員の動向を必須とすると書かれています。確認まで、この武装警備員配置の見積書は別見積書の2)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの、として計上という理解でよろしいでしょうか。	・フィリピンのコタバト市内の武装警備員同行に係る経費については、今回、別見積りとして計上いただく必要はありません。契約締結時に JICA から必要となる手続きと所要金額を提示し、双方合意後に契約金額に含めることとなります。
7	P30 第3章4.(2)見積書作成にかかる留意事項	フィリピンのコタバト市での車両費の計上について特に指示はありませんでしたが、安全管理面から防弾車の手配は必要ではないでしょうか。また、その場合、別見積書の2)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるものになるでしょうか。	契約締結時に JICA から防弾車の手配等必要となる手続き、所要金額等を提示し、双方合意後に必要額を契約金額に含めることとなります。見積りについては、上記 No.6 のとおりです。
8	P. 31 第3章4.(6)旅費(航空賃)について 【東ティモール】	旅行会社に問い合わせしたところ、現状、どの経由地からも(シンガポール、クアラルンプール、デンパサール等)ディリへの商用便は運航していないため、料金を算出することができないと回答がありました。この場合、見積金額どのように計上すればよいでしょうか。	ご指摘の点につきましては、以下のとおり定額計上にて計上ください。 第3章4.(3)の定額経費に、以下のとおり追加します。 No.2. 対象とする経費 【東ティモール】航空賃 金額(消費税抜き) 300,000 円/往復 区分 定額 費用項目 直接経費 旅費(航空賃)

9	P31 第 3 章 4.(6)旅費(航空賃)について	東ティモールの航空賃について特記仕様書で書かれている標準経路やその他経路について旅行会社に見積書作成を依頼したところ、経路地までは手配できるが、どの経路でも経路地からディリまでの手配ができず、その部分は見積書が作成できないとの回答でした。そのような場合の航空賃の見積書についてはどうすべきでしょうか。	上記 No.8 のとおりです。
以上、第 1 回(7 月 25 日)回答済み分			
10	p.18 第 2 章第 5 条(5)定性調査／定量調査 1)ネパール 3)東ティモール	定性／定量調査の実施に関し、ネパール技術協力プロジェクトの LNOB に関する調査に関しては現地調査補助員 6 人日程度の追加が想定されていますが、同じ LNOB に関する調査を実施する東ティモール案件での現地調査補助員の人日の追加は想定されていませんでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」について、現地調査補助員の人日について、第 2 章 5 条(5)3)に以下の文章を追記します。 (追記) ・本詳細分析に要する業務量の目安として、現地調査補助員 6 人日分程度を、通常の受益者インタビューに追加となることを想定している。
11	P.19 第 2 章第 5 条表 1)詳細に事業効果を確認する 3 つの QIPs	QIP18、19、21 の 3 事業が女性・貧困層を取り残さない復興に寄与しているかについて QIPs の実施の詳細分析対象にあげられています。QIP20 女性への野菜生産技術改善プロジェクトも女性を対象にしていますが、この事業は対象から除かれた理由は何でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・LNOB の配慮がされている QIPs 案件を全て対象案件としてはおりません。事業の実施分野や事業の対象者が異なる点を優先して、本 3 事業を選定しております。 ・良い気づき、教訓の抽出が想定される等の理由で、これら 3 事業以外にも LNOB 分析の実施が適切だと考えられる場合にはプロポーザルにてご提案をお願いいたします。

12	P28 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 配付資料／公開資料等	ネパール「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」について、詳細計画策定調査等の報告書はありますか。あれば、ご提供ください。	本案件は、詳細計画策定調査等の調査報告書は作成していません。
----	--	--	--------------------------------

以上